令和7年度交流及び共同学習推進指導者研究協議会実施要項

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1. 趣 旨

インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会は、特別支援教育政策上及び教育 現場の喫緊の課題に対応した指導者養成研修である。本協議会では、各都道府県等の交流及び共同 学習に関わる指導的立場の教職員を対象に、オンラインによる研修を実施する。

2. 目 的

インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等において障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進を図る。

3. 期 日

令和7年11月26日(水) Web会議システム(Zoom)でのオンライン開催 *一部の内容については、予めオンデマンドで配信する。

4. 研修内容

本研修では、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を進め、 相互理解を促進するための考え方や具体的な方策について、行政説明、情報提供、取組紹介、研究 協議等を行う。

5. 受講者の推薦等

(1) 受講対象

教育委員会・特別支援教育センター等の指導主事及び幼稚園・小学校・中学校・義務教育諸学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校において交流及び共同学習を推進する立場にある教員とする。

- (2) 募集人員
 - 80名とする。
- (3) 推薦手続
 - i)推薦機関は次のとおりとする。
 - ア 公立学校の教員及び教育委員会・特別支援教育センター等の教職員については、当該都道府 県又は指定都市教育委員会
 - イ 国立大学附属学校の教員については、当該国立大学の担当部局
 - ウ 私立学校の教員については、当該都道府県の知事部局
 - ii)推薦機関は、受講候補者を選定のうえ、別紙様式(推薦様式)により当研究所の理事長(以下「理事長」という。)に推薦すること。
 - iii) 受講者は、原則1名程度とし、2名以上を推薦する場合は、推薦順位を明記すること。
 - iv)推薦期限は、令和7年4月25日(金)とする。

6. 受講者の決定

- (1) 理事長は、推薦のあった者の中から受講者を決定し、その結果を5月下旬を目途に推薦機関に通知する。
- (2) 推薦状況によっては、人数を調整する場合がある。
- (3) 受講者決定の後、受講に当たっての連絡事項を、推薦機関を経由して受講者に連絡する。

7. 研修に関する事前提出物

- (1) 受講者は、協議等に主体的に参加し、課題解決に資するための題材として事前にレポートを作成し、当研究所に提出すること。
- (2) レポートの書式及び提出期限等については、受講に当たっての連絡事項とともに、推薦機関を経由して受講者に連絡する。

8. 研修に要する経費

受講料は徴収しない。

9. 受講の中止等

推薦機関は、本研修の開催前に受講者の研修受講を取り止める場合又は他の者に変更したい場合は、その理由を付した書面を速やかに理事長に届け出て承認を得ること。

10. その他

- (1)受講者が研修に専念できるよう、推薦機関等は適切な受講環境及び研修時間の確保をすること。 原則として、研修中に離席することはできないので留意すること。
- (2)本研修では、Web会議システム(Zoom)を用いて同時双方向通信を行う。受講に当たっては、 安定したインターネット通信環境を確保する他、相互に音声・映像をやりとりする協議等ができ るよう、音声マイク・Webカメラ等の必要機器を備えた端末を、一人1台準備すること。
- (3) 本研修修了1年後を目途として、教育委員会等派遣元に対してアンケート調査等を実施する予定である。
- (4) この要項に定めるもののほか、本研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。